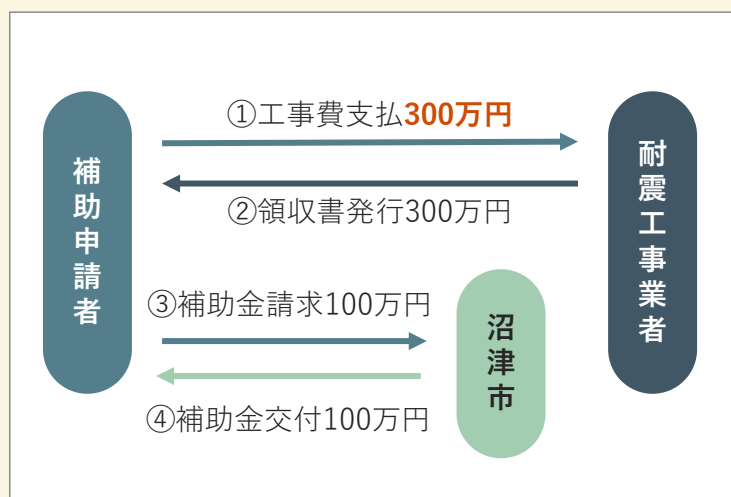


耐震に関する補助金の受領に 受領委任払制度が利用できます

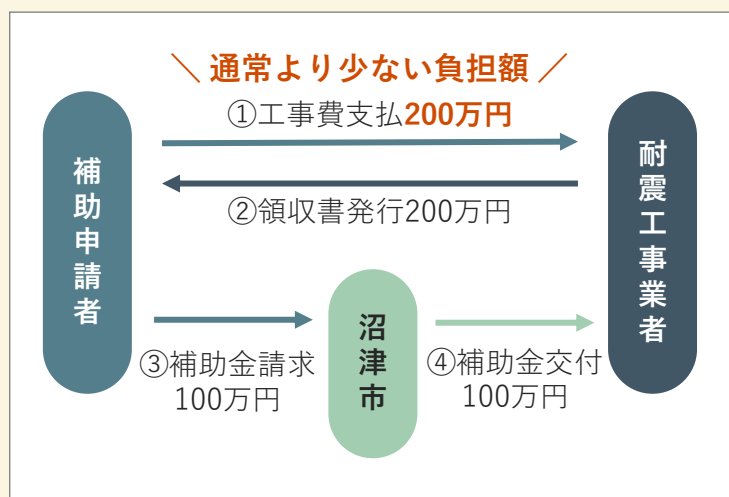
建物所有者（申請者）が沼津市の木造住宅耐震改修に関する補助制度を申請して補助金を受ける場合に、補助金の受領を工事業へ委任することにより、**補助金が市から工事業に直接支払われる制度**です。

申請者は、工事費から補助金額を差し引いた金額を用意すれば工事を行うことができるようになるため、**当初の費用負担を軽減**することができます。

通常の支払い



受領委任払制度による支払い



受領委任払制度の利用について

- ・申請者（所有者等）と受任者（工事施工業者等）との合意が必要なため、事前に、契約予定相手の方とよく話し合ってください。
対象事業は、木造住宅耐震改修助成事業（補強計画一体型）です。（補強計画に要する費用は対象外）
- ・申請者が、受領委任払制度の利用を希望しているという意味確認のため、簡易書留で事前届出確認通知書を郵送します。受領委任払制度をやめる場合は、至急ご連絡ください。
- ・受領者（工事施工業者等）の方が受領委任払の受任者となるには、事前に沼津市への口座振替の登録が必要です。口座振替登録の方法は沼津市のホームページをご確認ください。

問い合わせ

沼津市 都市計画部 建築住宅局 住宅政策課 空き家・耐震対策係
TEL：055-934-4885 FAX：055-934-2527 MAIL：juutaku@city.numazu.lg.jp



申請の流れ



沼津市



補助申請者



耐震工事業者

①受領委任払制度の利用について合意

③届出書受理・審査

②受領委任払事前届出書提出

補助金の交付申請時

④事前届出確認通知書

簡易書留で郵送

⑤通知書受領

⑥契約・工事着手

変更がある場合

変更届受理

受領委任払に係る変更届提出

届出変更確認通知書

通知書受領

受領委任払をやめる場合

取下届受理

受領委任払事前届出取下届提出

⑦工事完了

⑧補助金を差し引いた
金額を支払い

⑨補助金を差し引いた
工事費を受領

⑪領収書を受領

⑩領収書を発行

⑬工事費内訳書受理・審査

⑫受領委任払に係る
工事費内訳書提出

補助金の完了実績報告時

⑭補助金確定通知書

⑮通知書受領

⑰委任状受理

⑯受領委任払委任状提出

⑲請求書受理

⑱受領委任払補助金請求書

交付確定後10日以内に提出

⑳補助金交付

㉑補助金受領